

日 銀 業 第 1 2 3 号
2 0 2 1 年 3 月 4 日

補完当座預金制度対象先 御中

日 本 銀 行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

補完当座預金制度関係事務では平素より大変お世話になっております。

日本銀行では、標記規程を別紙. のとおり一部改正し、本日から実施するとともに、本年4月16日を起算日とする積み期間における預り金利息の計算から適用することとしましたので、通知します。

これまで、積み期間ごとの預り金利息の金額につきましては、本行の窓口において「補完当座預金制度関係預り金利息決済予定通知」をお渡ししておりました。今般、同通知の窓口交付を取り止めることといたします。これに伴い、本年4月16日を起算日とする積み期間（決済日は本年6月21日となります。）以降、次のとおり取扱います。

（1）預り金利息の引落を行う先に対しましては、決済日の3営業日前の日の午前中までを目途に、電話により連絡します^{（注1）}。

（2）預り金利息の入金を行う先におかれましては、貴方において預り金利息の金額を算出してください。当該金額の照合を希望される場合には、決済日の3営業日前の日の正午以降、本行本支店^{（注2）}に電話により連絡してください。

（注1）「事務連絡部署届」（「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」第1号書式）において、貴方の本店等の「当座勘定取引事務」にかかる連絡先として届出を受けている電話番号に連絡します。

（注2）貴方の本店等を業務区域とする日本銀行の本支店（本店については業務局営業業務課営業業務グループ、支店については支店業務課）において、連絡を受け付けます。

以 上

「補完当座預金制度に関する細則」中一部改正

- 5. (3) 注2を横線のとおり改める。

(注2) Aは、4.(1)に定める金額(積数)に、4.(1)に定める利率(%)を乗じ、100で除したうえで、365で除した値を、円位未満切捨とします。BからEまではこれに準じます。

- 6. を次のとおり改める(全面改正)。

6. 利息の決済方法

(1) 日本銀行は、積み期間ごとの利息について、付利対象積み期間の起算日の属する月の翌々月の20日(その日が休業日の場合にはその翌営業日とします。以下「決済日」といいます。)の午後2時30分までを目途に、対象先の本店等の当座勘定または準備預り金口座(以下「当座勘定等」といいます。)への入金または当座勘定等からの引落を行います(摘要は「預り金利息(摘要コード190)」とします)^(注)。

(注) この入金または引落は、対象先の依頼によらず、日本銀行が行うものとします。

(2) 日本銀行は、決済日の3営業日前の日の午前中までを目途に、対象先のうち利息の引落を行う先^(注)に対して、電話により連絡します。

(注) 「事務連絡部署届」(「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(共通事務)」第1号書式)において、当該先の本店等の「当座勘定取引事務」にかかる連絡先として届出を受けている電話番号に連絡します。

(3) 対象先は、決済日に日本銀行が入金を行う金額について、当該先が算出した金額の照合を希望する場合には、当該日の3営業日前の日の正午以降、日本銀行^(注)に対して電話により連絡してください。

(注) 対象先の本店等を業務区域とする日本銀行の本支店(本店については業務局営業業務課営業業務グループ、支店については支店業務課)において、連絡を受け付けます。

- (4) 日本銀行は、新規先について、5.(4)に定める差額がある場合には、みなし基準期間の最終日が属する積み期間の翌々積み期間にかかる決済日に、当該差額について、当該先の本店等の当座勘定等への入金または当座勘定等からの引落を行います^(注)。

(注) 日本銀行から新規先に対する連絡または新規先から日本銀行に対する連絡については、それぞれ(2)または(3)に準じます。

- 書式例を削る。